

城東中学校「生活の決まり」

安全・安心な学校生活を送るためには、ひとりひとりが「決まりを守ること」が大切です。また、中学生として、集団生活の決まりを学び、行動することで社会性を身に付けることができます。この「生活の決まり」を守るだけでなく、自分や周りの人が気持ちよく生活できるように、正しく判断して行動しましょう。

1 共通

- (1) 校舎内では静かに過ごします。特に、職員室前、校長室前、保健室前、図書室前の廊下は静かに通るようにします。
- (2) 他教室に入ったり、他学年のフロアに行ったりはしません。また、ベランダへの出入りはしません。

2 登校

- (1) 登下校中は名札・ゼッケンをはずします。
- (2) 学校が指定した通行禁止場所は、登下校で通りません。
- (3) 自転車通学者は、校内乗車禁止です。自転車は指定された場所に止め、必ず鍵をかけます。
- (4) ヘルメットは安全認証マークの付いたものとし、着脱は自転車小屋で行います。

3 朝の時間

- (1) 8：05までに生徒玄関を通過し、8：10までに教室に入室し、朝読書を開始します。
- (2) 朝読書では、別の活動（宿題など）はせず、静かに取り組みます。
- (3) パン購入希望者は、登校後すぐに学級のパン袋に注文用紙とお金を入れます。
- (4) 8：20になったら、日直の司会で、朝の会を行います。
- (5) 8：30までは、教室で過ごします。

4 授業

- (1) 授業開始2分前着席を行います。総務は呼びかけをします。
- (2) 授業の初めと終わりは、立腰であいさつを行います。語先後礼を心がけます。
- (3) 授業終了後、係の生徒は、次時の教科連絡を教科担当の先生に確認します。
- (4) 学習道具の貸し借りはしません。

5 休み時間

- (1) 次の授業の準備（学習道具、移動教室）を行います。
- (2) 移動教室等で無人になる場合は、係が教室の施錠をします。

6 給食

- (1) 4時間目終了後、給食当番及び牛乳当番は全員揃ってパントリーに給食コンテナを受け取りに行きます。パン係も、購買部に受け取りに行きます。
- (2) 4時間目終了から25分後の合掌まで、教室で過ごします。
- (3) 購入したパンや牛乳の持ち帰りはしません。
- (4) 給食後、当番は速やかに各コンテナをパントリーに返却します。

- (5) 牛乳パックはビニール袋に入れ、係がパントリー前の専用バケツに持っていきます。
- (6) 購入忘れや弁当忘れなどで個別にパン購入が必要な場合は、担任の先生に相談します。

7 昼休み

- (1) 図書室はマナーを守って利用します。
- (2) 中庭は昼休みのみ利用できます。ただし、上履きでは立ち入らないようにします。
- (3) 危険個所（駐車場・道路）や体育館裏、駐輪場、校舎裏などには行きません。
- (4) ボールは職員室で借りることができます。
(使用はグラウンドのみとします。ただし、グラウンドの状態によっては使用禁止となります。)
- (5) 教科連絡・生徒会活動・係活動はできるだけ昼休み中に行います。

8 清掃

- (1) 生徒指導担当の放送で立腰・黙想し、放送終了後、黙働清掃に取り組みます。
- (2) 清掃時間終了後、生徒会による放送まで静かに過ごします。（配付活動、学活ノート記入）

9 帰りの会

- (1) 生徒会による放送の時には、着席し、立腰・黙想します。
- (2) 机上进行し、帰りの会終了後、帰りの準備を始めます。
- (3) 帰りの会終了のチャイムまでは教室で過ごします。帰りの会後 20 分以内に退出します。

10 下校

- (1) 用事がない生徒は速やかに下校します。
- (2) 下校の放送（下校完了 15 分前）後は部活動やその他の活動を終了し、下校します。
- (3) 部活動終了後は、他の部の終了を待たずに、速やかに下校します。
- (4) 下校完了時刻を遵守します。寄り道をせず、帰宅します。

11 保健室

- (1) 具合が悪くなった場合は、教室や職員室にある許可証（緑のカード）に内容を記入します。
- (2) 保健室の利用は原則 1 時間です。その後、体調が戻らない場合には、早退して回復に努めます。

12 その他

- (1) 不要品や不必要なお金は持ってきません。
- (2) 登校後の外出は原則として認めません。
- (3) 水筒の代わりにペットボトルの持ち込みを許可します。ただし、学校では捨てずに、持ち帰ります。
- (4) 雨天時は、体操服で登校することを許可します。
- (5) 熱中症対策として、7・8・9 月は清涼飲料水、クーラーボックスの持ち込みを許可します。
- (6) 無香料の汗拭きシートの使用を許可します。
- (7) 寒いときはカイロの使用を許可します。

※12の（4）～（7）の詳細については、教室の掲示物で確認するようにしてください。